

議案第 13 号

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例中一部改正の件

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 7 年 6 月 20 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例（平成18年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項に次の 2 号を加える。

(34) 住まいのゼロカーボン推進事業補助金に関すること。

(35) 省エネ化推進事業補助金に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

行政サービス等特別措置対象事業の追加により、条例の一部改正をしようとするものであります。

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
別表（第2条関係） 1 滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目 （1）～（33） 一略一 <u>（34） 住まいのゼロカーボン推進事業補助金に関すること。</u> <u>（35） 省エネ化推進事業補助金に関すること。</u> 2 一略一 <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	別表（第2条関係） 1 滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目 （1）～（33） 一略一 2 一略一